

新潟市公有財産事務取扱要領

(別冊様式集)

財務部財産活用課

(令和8年4月1日)

1 別冊様式集について

ここでは、新潟市公有財産規則の規定による帳票規程に規定されていない様式集を掲載していません。

2 改正履歴等

摘要		
26年3月26日 決裁	財務部長決裁	新財管第665号
26年4月1日 施行		
26年4月28日 決裁	財産活用担当部長決裁	新財管第58号
26年5月1日 施行		
27年4月1日 決裁	財産活用担当部長決裁	新財活第38号
27年4月1日 施行		
27年11月5日 決裁	財産活用担当部長決裁	新財活第373号
28年4月1日 施行		
29年3月31日 決裁	財産活用担当部長決裁	新財活第630号
29年4月1日 施行		
30年3月19日 決裁	財務部長決裁	新財活第454号
30年4月1日 施行		
2年2月26日 決裁	財務部長決裁	新財活第474号
2年4月1日 施行		
3年3月26日 決裁	財産経営推進担当部長決裁	新財活第477号
3年4月1日 施行		
5年1月12日 決裁	財産経営推進担当部長決裁	新財活第348号
5年1月12日 施行		
6年3月28日 決裁	財産経営推進担当部長決裁	新財活第460号
6年4月1日 施行		
7年3月6日 決裁	財産経営推進担当部長決裁	新財活第361号
7年4月1日 施行		
8年3月25日 決裁	財産経営推進担当部長決裁	新財活第354号
8年4月1日 施行		

様式一覧

○標準契約書関係

- 標準契約書 1 普通貸付用
- 標準契約書 2 一時貸付用
- 標準契約書 3 定期建物賃貸借借
- 標準契約書 4 自動販売機用
- 標準契約書 5 使用貸借用
- 標準契約書 6 交換用
- 標準契約書 7 譲与用

○暴力団排除関係

- 誓約書兼同意書
- 名簿（役員等一覧表）

○要領規定様式

- 財活様式第 1 号 庁内揭示承諾書
- 財活様式第 2 号 寄附相談確認書
- 財活様式第 3 号 普通財産交換申出書
- 財活様式第 4 号 庁内利用照会
- 財活様式第 5 号 還付申請書
- 財活様式第 6 号 還付決定通知書
- 財活様式第 7 号 還付不決定通知書
- 財活様式第 8 号 貸付料改定通知
- 財活様式第 8 号の 2 貸付料改定通知
- 財活様式第 9 号 延納決定通知書
- 財活様式第 1 0 号 延納不決定通知書
- 財活様式第 1 1 号 延納決定取消通知書
- 財活様式第 1 2 号 特許等実施許諾申請書
- 財活様式第 1 3 号 実施計画書
- 財活様式第 1 4 号 実施状況報告書
- 財活様式第 1 5 号 発明等届
- 財活様式第 1 6 号 所属部長意見書
- 財活様式第 1 7 号 特許等出願届
- 財活様式第 1 8 号 譲渡書
- 財活様式第 1 9 号 異議申立書
- 財活様式第 2 0 号 同意書
- 財活様式第 2 1 号 共同出願契約書
- 財活様式第 2 2 号 実施許諾台帳
- 財活様式第 2 3 号 履行情報請求書
- 財活様式第 2 4 号 履行状況提供書

○自動販売機関係

- 業務実施要領(案)
- 自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書
- 飲料用自動販売機設置業者募集要領（案）
- 公募型総合評価方式による評価項目（事例）
- 自販機様式 1
- 自販機様式 2
- 自販機様式 3
- 自販機様式 4
- 自販機様式 5
- 自販機様式 6
- 自販機様式 7

○大字有財産様式

- 大字有様式 1 - 1 事務手続き申請書
- 大字有様式 1 - 2 同意書
- 大字有様式 2 登記嘱託書（所有権保存）
- 大字有様式 3 登記嘱託書（所有権移転）
- 大字有様式 4 登記嘱託書（所有権移転）
- 大字有様式 5 承継を証する情報
- 大字有様式 6 登記原因証明情報
- 大字有様式 7 - 1 土地売買契約書
- 大字有様式 7 - 2 委任状
- 大字有様式 7 - 3 委任状の交付について
- 大字有様式 7 - 4 所有権移転登記嘱託請求書
- 大字有様式 8 登記嘱託書（地目変更）

○参考雛形

- 情報提供確認書

※印紙税 土地賃貸借は課税, 建物のみ賃貸借は非課税

標準契約書の使用上の注意
 ●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不要なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。



契約番号を記入する

▲新▲契第▲号

市有財産賃貸借契約書

貸付人新潟市 (以下「甲」という。) と借受人▲▲ (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条

下記枠内から選択する	
①複数の筆がある場合	(貸付物件) 第2条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。
②筆数が少ない場合	(貸付物件) 第2条 甲は、甲が所有する次の財産 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。 貸付物件 ▲▲「土地」又は「建物」 貸付物件の所在 新潟市▲▲ ▲▲「地目」又は「建物名称、構造、使用場所」など 貸付面積 ▲m ²

(使用目的)

第3条 乙は、貸付物件を、▲▲「使用目的や施設の名称など」の▲▲「用途」又は「敷地」などに自ら供さなければならない。

2 乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合、書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までとする。

自動更新を可能とする 電柱は右欄の項を追加することができる。	2 甲は、前項に定める貸付期間が満了する6か月前、乙は前項に定める期間が満了する3か月前までに甲又は乙がこの契約の解除又は変更等についての意思表示をしない場合は、次条に定める貸付料及び第15条に定める違約金の金額に関する部分を除き、この契約は更に3年間継続する。 3 前項の定めは、同項の定めにより継続した貸付契約を更に継続する場合に
-----------------------------------	--

	準用する。
--	-------

(貸付料)

第5条

下記枠内から選択する													
①貸付期間が1年を超え3年以内の場合	<p>(貸付料)</p> <p>第5条 貸付料は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>期間</th> <th>貸付料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> <tr> <td>第2年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> <tr> <td>第3年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> </tbody> </table>	年次	期間	貸付料の額	第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円	第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円	第3年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円
年次	期間	貸付料の額											
第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
第3年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
②貸付期間が3年を超える場合	<p>(貸付料)</p> <p>第5条 貸付料は、△年△月△日から△年△月△日までの期間については、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>期間</th> <th>貸付料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> <tr> <td>第2年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> <tr> <td>第3年次</td> <td>▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで</td> <td>▲円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の期間が満了した後にかかる貸付料は、甲の定める貸付料算定基準に基づき金額を改定し、当該金額を改定する場合は、甲から乙へ通知するものとし、乙は、これに同意するものとする。ただし、この金額が適用される期間は3年間とする。</p> <p>3 前項に定める期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、前項を準用する。</p>	年次	期間	貸付料の額	第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円	第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円	第3年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円
年次	期間	貸付料の額											
第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
第3年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで	▲円											
③貸付料が月額の場合 (電柱等を除く)	<p>(貸付料)</p> <p>第5条 貸付料は、月額金▲円とする。</p>												

(貸付料の納付)

第6条 貸付料の分納、納付期限は公有財産事務取扱要領を参照

下記枠内から選択する																				
①貸付期間が1年以内で満了する場合	<p>(貸付料の納付)</p> <p>第6条 前条に定める貸付料は、▲年▲月▲日までに甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p>																			
②貸付期間が複数年度でかつ年額を前納する場合 (注: ただし書きは、年度の途中から貸付ける場合に記入)	<p>(貸付料の納付)</p> <p>第6条 前条に定める貸付料は、当該年度分を当該年度の4月30日までに甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までの貸付料については、甲の発行する納入通知書の納付期限までに納付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、前条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。</p>																			
③貸付期間が1年を超え3年以内の場合で分割納付が認められる場合	<p>(貸付料の納付)</p> <p>第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>回数</th> <th>納付金額</th> <th>納付期限</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1年次</td> <td>第1回</td> <td>▲円</td> <td>▲年4月30日</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>▲円</td> <td>▲年7月31日</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>▲円</td> <td>▲年10月31日</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>▲円</td> <td>▲年1月31日</td> </tr> </tbody> </table>	年次	回数	納付金額	納付期限	備考	第1年次	第1回	▲円	▲年4月30日		第2回	▲円	▲年7月31日	第3回	▲円	▲年10月31日	第4回	▲円	▲年1月31日
年次	回数	納付金額	納付期限	備考																
第1年次	第1回	▲円	▲年4月30日																	
	第2回	▲円	▲年7月31日																	
	第3回	▲円	▲年10月31日																	
	第4回	▲円	▲年1月31日																	

	計	▲円		
第2年次	第1回	▲円	▲年4月30日	
	第2回	▲円	▲年7月31日	
	第3回	▲円	▲年10月31日	
	第4回	▲円	▲年1月31日	
	計	▲円		
第3年次	第1回	▲円	▲年4月30日	
	第2回	▲円	▲年7月31日	
	第3回	▲円	▲年10月31日	
	第4回	▲円	▲年1月31日	
	計	▲円		

④貸付期間が3年を超える場合

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第1年次	▲円	▲年▲月▲日
第2年次	▲円	▲年▲月▲日
第3年次	▲円	▲年▲月▲日

2 前項の規定は、前条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

⑤貸付期間が3年を超える場合で分割納付が認められる場合

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	▲円	▲年4月30日	
	第2回	▲円	▲年7月31日	
	第3回	▲円	▲年10月31日	
	第4回	▲円	▲年1月31日	
	計	▲円		
第2年次	第1回	▲円	▲年4月30日	
	第2回	▲円	▲年7月31日	
	第3回	▲円	▲年10月31日	
	第4回	▲円	▲年1月31日	
	計	▲円		
第3年次	第1回	▲円	▲年4月30日	
	第2回	▲円	▲年7月31日	
	第3回	▲円	▲年10月31日	
	第4回	▲円	▲年1月31日	
	計	▲円		

2 前項の規定は、前条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

⑥毎月納付の場合

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、甲の発行する納入通知書により毎月の末日までに納付しなければならない。

貸付期間が3年を超える場合は次の条を規定する

貸付期間が3年を超える場合

(貸付料の改定)

第6条の2 甲は、貸付物件の価格が上昇し、貸付料が不相当になったときは、

	<p>第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。</p> <p>2 甲は、前項に定める貸付料の改定ときは、納付金額及び納付期限を遅滞なく乙に通知するものとし、乙は、これに同意するものとする。</p> <p>(概算納付)</p> <p>第6条の3 第5条第1項に定める貸付料の適用期間が満了した後、同条第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。)に定める貸付料が決定していない場合には、乙は甲の通知に基づき前年度の貸付料をもって当該年次の貸付料の概算額として、甲の定める納付期限までに甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づき貸付料の概算額を通知した場合において、決定した貸付料が概算額を超えるときは、その不足する額を甲の発行する納入通知書により納入するものとし、また、概算額に満たない場合には、その超過した額を次回以降の貸付料から控除する。</p>
--	--

(光熱水費等の負担)

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条

下記枠内から選択する	
①(概算納付)を規定する場合	<p>(遅延損害金)</p> <p>第8条 乙は、第5条及び第6条の3第1項による貸付料、第7条による光熱水費及び第15条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19号)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。</p>
②(概算納付)を規定しない場合	<p>(遅延損害金)</p> <p>第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第15条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19号)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。</p>

(権利譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件の種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。
(貸付物件の引渡し)

第14条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。
(違約金)

第15条

下記枠内から選択する	
①貸付期間が3年以内	<p>(違約金)</p> <p>第15条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合は、金▲円</p> <p>(2) 第11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合は、金▲円</p> <p>2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。</p>
②貸付期間が3年を超える	<p>(違約金)</p> <p>第15条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合は、金▲円</p> <p>(2) 第11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合は、金▲円</p> <p>2 乙が、第5条第1項に定める期間を経過した後においてこの契約に違反した場合の違約金は、第5条第2項又は第3項の期間について甲の定める基準により算定した金額に基づき算出した金額とする。</p> <p>3 前2項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。</p>

(契約解除)

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 甲又は他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合
 - (2) 乙がこの契約に定める条項に違反した場合
- (暴力団排除措置による契約解除)

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。(以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。))であると認められる場合
- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められる場合
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費は、すべて乙が支弁するものとする。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、第16条又は第16条の2の定めにより契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割で精算し、未経過期間にかかる貸付料を乙に還付するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は第4条に定める貸付期間が満了し、契約が更新されないとき又は第16条若しくは第16条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第22条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

連帯保証人が不要となる基準に該当する場合は削除する

下記枠内から選択する	
①連帯保証人が個人の場合	(連帯保証契約) 第23条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	(連帯保証契約) 第23条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

▲年▲月▲日

貸付人 (甲) 新潟市
新潟市長 ▲▲

借受人 (乙) 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

別紙

複数の物件がある場合

第2条の規定による貸付物件の表示

土地

物件の所在	地番	地目	地積
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
計	▲筆		▲m ²

建物 (施設名称等)

物件の所在地	構造	使用場所等	使用床面積
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
計	▲棟		▲m ²

第22条の規定による特約または特例等の事項

特約内容を記載する。ない場合は「なし」と記載する。
例：連帯保証人に変更が生じた場合は速やかに甲に届け出ること。

標準契約書の使用上の注意
●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不要なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。



契約番号を記入する

新▲契第▲号

市有財産一時貸付契約書

貸付人 新潟市 (以下「甲」という。) と借受人▲▲ (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有財産一時貸付契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
(一時貸付物件)

下記枠内から選択する	
①複数の筆がある場合	(一時貸付物件) 第2条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産 (以下「一時貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。
②筆数が少ない場合	(一時貸付物件) 第2条 甲は、甲が所有する次の財産 (以下「一時貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。 一時貸付物件 ▲▲ 「土地」又は「建物」 一時貸付物件の所在 新潟市▲▲ ▲▲ 「地目」又は「建物名称、構造、使用場所」など 貸付面積 ▲m ²

(使用目的)

第3条 乙は、一時貸付物件を、▲▲「使用目的や施設の名称など」の▲▲「用途」又は「敷地」などに自ら供さなければならない。

2 乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合、その事前に書面をもって甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までとする。

(貸付料)

第5条 前条に定める貸付期間にかかる貸付料は、金▲円とする。

(貸付料の納付)

第6条 前条に定める貸付料は、その全額を、甲の発行する納入通知書により▲年▲月▲日までに納付しなければならない。

(光熱水費等の負担)

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第15条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則（昭和59年規則第19号）で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、一時貸付物件を第三者に転貸し又は建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

（契約不適合の際の責任）

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（使用上の制限）

第11条 乙は、一時貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

（物件保全義務等）

第12条 甲は、一時貸付物件について修繕義務を負担しない。

2 乙は、この契約による一時貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、善良な管理者としての注意をもって維持保全につとめなければならない。

3 乙は、一時貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償するものとする。

（実地調査等）

第13条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

（一時貸付物件の引渡し）

第14条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に一時貸付物件を乙に引き渡す。

（違約金）

第15条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（1）第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合は、金▲円

（2）第11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合は、金▲円

2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約解除）

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）甲又は他の公共団体において、一時貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

（2）乙がこの契約に定める条項に違反した場合

（暴力団排除措置による契約解除）

第16条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

（1）暴力団又は暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。（以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。））であると認められる場合

（2）役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められる場合

（3）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

（4）役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
(一時貸付物件の返還)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了した場合又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において一時貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費はすべて乙が支弁するものとする。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、第16条又は第16条の2の定めにより契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割で精算し、未経過期間にかかる貸付料を乙に還付するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は第4条に定める貸付期間が満了し、契約が更新されないとき又は第16条若しくは第16条の2の規定により契約が解除された場合において、一時貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第20条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第22条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

連帯保証人が不要となる基準に該当する場合は削除する。

下記枠内から選択する	
①連帯保証人が個人の場合	(連帯保証契約) 第23条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	(連帯保証契約) 第23条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第24条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

▲年▲月▲日

貸付人(甲) 新潟市
新潟市長 ▲▲

借受人(乙) 住所
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所
氏名 ▲▲ 印

別紙

複数の物件がある場合

第2条の規定による一時貸付物件の表示

土地

物件の所在	地番	地目	地積
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
計	▲筆		▲m ²

建物 (施設名称等)

物件の所在地	構造	使用場所等	使用床面積
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
計	▲棟		▲m ²

第22条の規定による特約または特例等の事項

特約内容を記載する。ない場合は「なし」と記載する。
例：連帯保証人に変更が生じた場合は速やかに甲に届け出ること。

※印紙税 (土地は課税, 建物のみは非課税)

標準契約書の使用上の注意
 ●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不要なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。



契約番号を記入する

▲新▲契第▲号

市有財産定期建物賃貸借契約書

貸付人新潟市 (以下「甲」という。) と借受人▲▲ (以下「乙」という。) とは、次の条項により市有財産について借地借家法 (平成3年法律第90号。以下「法」という。) 第38条の規定に基づく定期建物賃貸借権の設定を目的とした借家契約を締結する。

(貸付物件)

第1条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産 (以下「貸付物件」という。) を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

(使用目的)

第2条 乙は、貸付物件を、貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画 (工作物の配置計画を含む。) 及び事業計画書どおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

(貸付期間)

第3条 貸付期間は、▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までとする。

(契約更新等)

第4条 本契約は、法38条の規定に基づくものであるから、法第26条、第28条及び第29条第1項並びに民法 (明治29年法律第89号) 第604条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に定める期間満了時において本契約の更新 (更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。) は行われず、貸付期間の延長も行われないものとする。

(貸付料)

第5条

下記枠内から選択する		
①貸付期間が1年を超え3年以内の場合	(貸付料)	第5条 貸付料は、次に掲げるとおりとする。
	年次	期間
	第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで
	第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで
②貸付期間が3年を超える場合	(貸付料)	第5条 貸付料は、△年△月△日から△年△月△日までの期間については、次に掲げるとおりとする。
	年次	期間
	第1年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで
	第2年次	▲年▲月▲日から▲年▲月▲日まで

	<p>2 前項の期間が満了した後にかかる貸付料は、甲の定める貸付料算定基準に基づき金額を改定し、当該金額を改定する場合は、甲から乙へ通知するものとし、乙は、これに同意するものとする。ただし、この金額が適用される期間は3年間とする。</p> <p>3 前項に定める期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、前項を準用する。</p>
--	---

(貸付料の納付) 貸付料の分納, 納付期限は公有財産事務取扱要領を参照

第6条 前条に定める貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第1年次	第1回	▲円	▲月▲日	
	第2回	▲円	▲月▲日	
	第3回	▲円	▲月▲日	
	第4回	▲円	▲月▲日	
	計	▲円		
第2年次	第1回	▲円	4月30日	
	第2回	▲円	7月31日	
	第3回	▲円	10月31日	
	第4回	▲円	1月31日	
	計	▲円		
第3年次	第1回	▲円	4月30日	
	第2回	▲円	7月31日	
	第3回	▲円	10月31日	
	第4回	▲円	1月31日	
	計	▲円		

(光熱水費等の負担)

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第13条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則（昭和59年規則第19号）で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、貸付物件について、第2条について規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更若しくは貸付物件の様態替え又は改造等により現状を変更（貸付物件の修繕及びその他軽微な変更を除く。）しようとする場合、事前に変更する理由及び変更後の目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等)

第10条 乙は、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し又は貸付物件を第三者に転貸しようとするときは、事前にその理由を記載した書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件保全義務)

第11条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、乙に対し実地調査し又は参考となるべき

資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(1) 第5条に定める貸付料の納付がないとき

(2) 第9条及び第10条に定める甲の承認を受けなかったとき

本契約に定める義務に違反したとき

下記枠内から選択する	
①貸付期間が3年以内	(違約金) 第13条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。 (1) 第2条又は第10条に定める義務に違反又は第14条の2に該当した場合は、金▲円 (2) 第9条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合は、金▲円 2 前項に定める違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
②貸付期間が3年を超える	(違約金) 第13条 乙は、第5条第1項に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。 (1) 第2条又は第10条に定める義務に違反又は第14条の2に該当した場合は、金▲円 (2) 第9条第1項又は第12条に定める義務に違反した場合は、金▲円 2 乙は、第5条第1項に定める期間を経過した後において、本契約に違反した場合の違約金は、同条第2項の期間について甲の定める基準により算出した金額によることに同意する。なお、金額については、甲から通知する。 3 前2項に定める違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約不適合の際の責任)

第13条の2 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、既納の貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲が貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反したとき。

(3) 乙が自己の都合により解除する場合で、事前に甲に書面により通知したとき。

(3) の特約は、当事者の事情により記載を判断する。

(暴力団排除措置による契約解除)

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。（以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。））であると認められる場合

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると

認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(原状回復等)

第15条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、貸付物件を原状に回復して甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合にはこの限りでない。

(貸付料の精算)

第16条 甲は、本契約が解除された場合には、既納の貸付料を日割でもって精算し、未経過期間に係る貸付料を乙に返還する。

(損害賠償)

第17条 乙が、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は第3条に定める貸付期間が満了し、又は第14条若しくは第14条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

下記枠内から選択する	
①連帯保証人が個人の場合	(連帯保証契約) 第19条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	(連帯保証契約) 第19条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(信義誠実等の義務・疑義の決定)

第20条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適切に使用するように留意しなければならない。

3 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

(特約又は特例等の措置)

第22条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

▲年▲月▲日

貸付人 (甲) 新潟市
新潟市長 ▲▲

借受人 (乙) 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

別紙

物件が少ない場合は第1条に規定して構わない

第1条の規定による貸付物件の表示
建物

施設名称
所在地
貸付場所
面積

第21条の規定による特約又は特例等の事項

特約内容を記載する。ない場合は「なし」と記載する。
例：連帯保証人に変更が生じた場合は速やかに甲に届け出ること。

公募等により、仕様書等の書類を用いた場合は、その際の書類も契約書と一緒に綴る

定期建物賃貸借契約を締結する場合の注意事項

1. 書面の交付と説明義務

賃借人に対して、契約の前に次の各号に掲げる内容の説明又は交付を行うこと。これを怠った場合は、契約の更新がない旨の特約が無効となり、正当事由（公用、公共用に用いることなど）がない限り、契約更新の拒絶、解約ができない建物賃貸借契約となる。

- (1) 契約の更新がない。（期間満了後に新規に契約することは可能）
- (2) 契約期間の末日で賃貸借契約が終了する。
- (3) (1) と (2) の内容を記載した書面の交付

2. 契約期間満了の通知

契約期間が1年以上の定期建物賃貸借契約は、建物の賃貸人は期間満了の1年前から6か月前までの間に賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、契約の終了について建物の賃借人に対抗することができない。契約期間が1年未満の定期建物賃貸借契約においてはこのような定めがないので、契約期間の満了と同時に契約は終了する。

○借地借家法（抜粋）

第3節 定期建物賃貸借等

（定期建物賃貸借）

第38条 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第30条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第29条第1項の規定を適用しない。

2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。

3 建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。

4 第1項の規定による建物の賃貸借において、期間が1年以上である場合には、建物の賃

貸人は、期間の満了の1年前から6月前までの間（以下この項において「通知期間」という。）に建物の賃借人に対し期間の満了により建物の賃貸借が終了する旨の通知をしなければ、その終了を建物の賃借人に対抗することができない。ただし、建物の賃貸人が通知期間の経過後建物の賃借人に対しその旨の通知をした場合においては、その通知の日から6月を経過した後は、この限りでない。

5 第1項の規定による居住の用に供する建物の賃貸借（床面積（建物の一部分を賃貸借の目的とする場合にあつては、当該一部分の床面積）が200平方メートル未満の建物に係るものに限る。）において、転勤、療養、親族の介護その他のやむを得ない事情により、建物の賃借人が建物を自己の生活の本拠として使用することが困難となったときは、建物の賃借人は、建物の賃貸借の解約の申入れをすることができる。この場合においては、建物の賃貸借は、解約の申入れの日から1月を経過することによって終了する。

6 前2項の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。

7 第32の規定は、第1項の規定による建物の賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適用しない。

※印紙税 土地賃貸借は課税、建物のみ賃貸借は非課税

標準契約書の使用上の注意

●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不用なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。



契約番号を記入する

▲新▲契第▲号

市有財産賃貸借契約書

貸付人新潟市（以下「甲」という。）と借受人▲（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産（建物）賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、甲が所有する別紙表示の財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、自動販売機の設置場所として供さなければならない。

（設置仕様書）

第4条 乙は次の各号について別紙「自動販売機設置仕様書」のとおり自動販売機を設置する。

（1）設置場所 ▲▲ ▲階 ▲室脇

（2）設置台数 ▲台

（3）設置条件 別紙のとおり

（4）販売価格 別紙のとおり

2 前項を変更しようとするときは、甲乙協議のうえ定める。

（乙の業務内容等）

第5条 乙は、別紙「業務実施要領」により自動販売機の管理、商品及び材料の搬入並びに売上金の回収を行うものとする。

2 乙は、売上状況を毎月25日以降翌月15日までに甲に報告し、甲はこれを確認するものとする。

（売上金）

第6条 自動販売機の売上金は、乙に属するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は自動販売機の設置に伴う次の経費を負担する。

（1）自動販売機の搬入設置及び撤去に伴う運搬費、工事費等

（2）自動販売機の稼動に必要な点検調整費、修理費等

（3）ごみ箱、空き缶回収箱等、甲の指示する設置に伴う物品

（4）自動販売機の正常稼動に必要な光熱水費

（5）ごみ処理費

2 前項第1号の工事を実施するときは、予め、甲の承認を得なければならない。

3 第1項第4号の光熱水費については、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入するものとする。

(商品・機種等の盗難・破損)

第8条 甲は甲の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙は、自動販売機が毀損、汚損又は紛失したときは、速やかに復旧することとし、復旧に係る経費は、乙が負担する。

(貸付期間)

第9条 貸付期間は、▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までとする。

2 本契約は、民法(明治29年法律第89号)に基づく賃貸借契約であるので、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は適用されない。

(貸付料)

第10条 毎月の貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に貸付単価(売上額100円に対する貸付料)▲▲.▲▲円を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、乙は次に掲げる納付期限までに、貸付料を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。

下記枠内から選択する																
①月払いとする場合	<p>(貸付料)</p> <p>第10条 毎月の貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に貸付単価(売上額100円に対する貸付料)▲▲.▲▲円を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、乙は貸付料を、甲の発行する納入通知書により毎月▲日までに支払うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">検針日との兼ね合いにより、あらかじめ期間を定めておく必要があります</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>貸付料算定期間</th><th>納付期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>毎月▲日～▲日(売上額確認日)</td><td>「毎月▲日」又は「売上額確認日の翌月の▲日」</td></tr></tbody></table> <p>備考 売上額確認日とは、別紙「業務実施要領」の3により、売上金額等を確認した日をいい、売上の総合計額とは、同要領の3により確認した額をいう。</p>	貸付料算定期間	納付期限	毎月▲日～▲日(売上額確認日)	「毎月▲日」又は「売上額確認日の翌月の▲日」											
貸付料算定期間	納付期限															
毎月▲日～▲日(売上額確認日)	「毎月▲日」又は「売上額確認日の翌月の▲日」															
①分割納付年4回	<p>(貸付料)</p> <p>第10条 毎月の貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に貸付単価(売上額100円に対する貸付料)▲▲.▲▲円を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、乙は次に掲げる納付期限までに、貸付料を甲の発行する納入通知書により甲に支払うものとする。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">納付期限は、必ずしもこの限りではありません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>回数</th><th>貸付料算定期間</th><th>納付期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1回</td><td>4月1日から6月売上額確認日</td><td>8月10日</td></tr><tr><td>第2回</td><td>6月売上額確認日から9月売上額確認日</td><td>11月10日</td></tr><tr><td>第3回</td><td>9月売上額確認日から12月売上額確認日</td><td>2月10日</td></tr><tr><td>第4回</td><td>12月売上額確認日から3月31日</td><td>5月10日</td></tr></tbody></table> <p>備考 売上額確認日とは、別紙「業務実施要領」の3により、売上金額等を確認した日をいい、売上の総合計額とは、同要領の3により確認した額をいう。</p>	回数	貸付料算定期間	納付期限	第1回	4月1日から6月売上額確認日	8月10日	第2回	6月売上額確認日から9月売上額確認日	11月10日	第3回	9月売上額確認日から12月売上額確認日	2月10日	第4回	12月売上額確認日から3月31日	5月10日
回数	貸付料算定期間	納付期限														
第1回	4月1日から6月売上額確認日	8月10日														
第2回	6月売上額確認日から9月売上額確認日	11月10日														
第3回	9月売上額確認日から12月売上額確認日	2月10日														
第4回	12月売上額確認日から3月31日	5月10日														

(遅延損害金)

第11条 乙は、第10条に規定する貸付料、第18条に規定する違約金又は第7条第1項第4号及び同条3項の光熱水費を甲が定める期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則(昭和59年規則第19条)で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は乙が建設した建物その他の工作物に

賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第13条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

(使用上の制限)

第14条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第15条 甲は、貸付物件について修繕義務を負担しない。

2 乙は、この契約による貸付物件が市有財産であることに常に考慮し、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

3 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、あるいはこの契約にかかる業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(貸付物件の引渡し)

第17条 甲は、第9条第1項に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(違約金)

第18条 乙は、第9条第1項に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第3条又は第12条に定める義務に違反又は第19条の2に該当した場合は、金▲円

(2) 第14条第1項又は第16条に定める義務に違反した場合は、金▲円

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲が貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合

(3) 乙が自己の都合により、自動販売機を取り下げる場合で、事前に甲に書面により通知したとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員(新潟市暴力団排除条例(平成24年新潟市条例第61号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。(以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。))であると認められる場合

(2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合

(貸付物件の返還)

第20条 乙は、第9条第1項に定める貸付期間が満了したとき又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費はすべて乙が支弁するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第21条 乙は第9条第1項に定める貸付期間が満了し、又は第19条若しくは第19条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第22条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(特約又は特例等の措置)

第23条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

下記枠内から選択する	
①連帯保証人が個人の場合	(連帯保証契約) 第24条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	(連帯保証契約) 第24条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

▲年▲月▲日

貸付人 (甲) 新潟市
新潟市長 ▲▲

借受人 (乙) 住所 ▲▲
名称等 ▲▲

連帯保証人 住所 ▲▲
氏名 ▲▲

別紙

第2条の規定による貸付物件の表示

建物

施設名称	▲▲
所 在	新潟市▲▲
貸付場所	▲階 ▲室脇
面 積	▲. ▲▲m ²

第23条の規定による特約又は特例等の事項

乙の代表者及び連帯保証人に変更が生じた場合、書面をもって速やかに甲に届け出るものとする。

「自動販売機設置仕様書」を契約書と一緒に綴る

「業務実施要領」を契約書と一緒に綴る

標準契約書 5 (使用貸借用※無償貸付)

※印紙税 土地賃貸借は課税，建物のみ賃貸借は非課税

標準契約書の使用上の注意
●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので，契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不要なものは削除し，必要なものを追加して使用してください。

収入
割印 印紙
契約番号を記入する
▲新▲契第▲号

市有財産使用貸借契約書

貸付人新潟市（以下「甲」という。）と借受人▲▲（以下「乙」という。）とは，次の条項により市有財産使用貸借契約を締結する。

(信義誠実の義務)

- 第1条 甲及び乙は，信義を重んじ，誠実にこの契約を履行しなければならない。
- 2 乙は，貸付物件が市有財産であることを常に考慮し，適正に使用するように留意しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲は，甲が所有する別紙に表示する財産（以下「貸付物件」という。）を乙に無償で貸し付け，乙はこれを借り受ける。

(使用目的)

- 第3条 乙は，貸付物件を，▲▲使用目的や施設の名称などの▲▲「用途」又は「敷地」などに自ら供さなければならない。
- 2 乙は，前項の目的を変更しようとする場合は，書面により甲に申し出て，甲の承認を得なければならない。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は，▲年▲月▲日から▲年▲月▲日までとする。

自動更新を可能とする開発帰属されたゴミステーションは右欄の項を追加することができる。	2 甲は，前項に定める貸付期間が満了する6か月前，乙は前項に定める期間が満了する3か月前までに甲又は乙がこの契約の解除又は変更等についての意思表示をしない場合は，次条に定める貸付料及び第13条に定める違約金の金額に関する部分を除き，この契約は更に3年間継続する。 3 前項の定めは，同項の定めにより継続した貸付契約を更に継続する場合に準用する。
--	---

(光熱水費等の負担)

第5条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について，甲の請求がある場合は，甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

(遅延損害金)

第6条 乙は，第5条による光熱水費及び第13条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には，納入期限の翌日から納入した日までの期間について，新潟市公有財産規則（昭和59年規則第19号）で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(転貸等の禁止)

第7条 乙は、この契約による権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は担保の目的に供してはならない。

(契約不適合の際の責任)

第8条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求及び損害賠償の請求をすることができない。

(使用上の制限)

第9条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否を書面により乙に通知するものとする。

(物件保全義務等)

第10条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

(実地調査等)

第11条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

(貸付物件の引渡し)

第12条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

(違約金)

第13条 乙は、貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 第3条又は第7条に定める義務に違反又は第14条の2に該当した場合は、金▲円

(2) 第9条第1項又は第11条に定める義務に違反した場合は、金▲円

2 前項に定める違約金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 甲又は他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき。

(2) 乙がこの契約に定める条項に違反したとき。

(暴力団排除措置による契約解除)

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告を要することなく契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責任を負わないものとする。

(1) 暴力団又は暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員をいう。（以下「暴力団員等」という。以下この項において同じ。））であると認められる場合

(2) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められる場合

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる場合

- (4) 役員等が自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員等を利用したと認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (6) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる場合
(貸付物件の返還)

第15条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前2条の規定により契約が解除されたときは、自己の負担において貸付物件を原状に回復し、甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときはこの限りでない。

2 乙が、前項に定める措置を履行しない場合において甲がこれを執行したときは、それに要した経費は、すべて乙が支弁するものとする。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は第4条に定める貸付期間が満了し、又は第14条若しくは第14条の2の規定により契約が解除された場合において、貸付物件を返還しようとするときは、乙が支出した必要経費又は有益費等があってもその償還等の請求をすることができないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙が、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(特約又は特例等の措置)

第19条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定める。

連帯保証人が不要となる基準に該当する場合は削除する

下記枠内から選択する	
①連帯保証人が個人の場合	(連帯保証契約) 第20条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を極度額▲円の範囲内で連帯して保証する。
②連帯保証人が法人の場合	(連帯保証契約) 第20条 連帯保証人は、甲に対し、乙が本契約上負担する一切の債務を連帯して保証する。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項について問題が生じたとき、又はこの契約条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄)

第22条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

▲年▲月▲日

貸付人 (甲) 新潟市
新潟市長 ▲▲

借受人 (乙) 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

連帯保証人 住所 ▲▲
氏名 ▲▲ 印

別紙

物件が少ない場合は第2条に規定して構わない

第2条の規定による貸付物件の表示

土地

物件の所在	地番	地目	地積
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲	▲▲	▲m ²
計	▲筆		▲m ²

建物 (施設名称等)

物件の所在地	構造	使用場所等	使用床面積
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
▲▲	▲▲	▲▲	▲m ²
計	▲棟		▲m ²

第19条の規定による特約または特例等の事項

特約内容を記載する。ない場合は「なし」と記載する。

例：連帯保証人に変更が生じた場合は速やかに甲に届け出ること。

※印紙税 土地賃貸借は課税, 建物のみ賃貸借は非課税

標準契約書の使用上の注意
 ●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不要なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。



契約番号を記入する

▲新▲契第▲号

普通財産交換契約書

新潟市 (以下「甲」という。) と▲▲ (以下「乙」という。) とは、相互にその所有する物件の所有権を移転する目的を持って、次の条項により、交換契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(交換物件)

第2条 交換物件は、次のとおり。

(1) 甲が交換に供する物件 (以下「渡財産」という。)

所在地	区分	数量	摘要

(2) 乙が交換に供する物件 (以下「受財産」という。)

所在地	区分	数量	摘要

(所有権の移転および登記の嘱託)

第3条 交換する物件の所有権は、本契約を締結したときに、それぞれ相手方に移転する。

2 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収書等所有権移転登記の嘱託に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(物件の引渡し)

第4条 甲乙両者は、前条第1項の規定により交換物件の所有権が相互に移転したときに引き渡す。

2 甲乙両者は、前項の規定により物件の引渡しを完了する時までは、相互に善良な管理者としての注意をもって、相手方の所有となる物件を無償で保管する。

(危険負担)

第5条 本契約締結のときから、甲乙両者が相互に交換する物件を引き渡すときまでにおいて、当該物件が、当該物件を引き渡すべき者の責に帰することができない事由により滅失又は毀損したときは、その損害は、それぞれ当該物件の引渡しを受けるべき者の負担に帰するものとする。

(契約不適合の際の責任)

第6条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、渡財産が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、価額の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(税金等の負担)

第7条 受財産にかかる租税公課、受益者負担金、その他の賦課金、未納金又は追徴金等で所有権移転登記をした日の前日までの原因によるものは、乙の負担とする。

(契約解除)

第8条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第9条 乙が本契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、乙はその損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第10条 本契約に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第12条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

▲年▲月▲日

甲 新潟市
新潟市長 ▲▲

乙 住所
氏名 印

標準契約書の使用上の注意

●契約内容は必要最低限の規定を定めていますので、契約内容に応じて加除が必要です。内容を確認のうえ不用なものは削除し、必要なものを追加して使用してください。

契約番号を記入する

▲新▲契第▲号

普通財産譲与契約書

譲与人新潟市（以下「甲」という。）と譲受人▲▲（以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の譲与契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（譲与の根拠）

第2条 甲は、新潟市財産条例（平成25年新潟市条例第5号）第8条第▲号の規定に基づき、次条に掲げる物件を乙に譲与する。

（譲与物件）

第3条 譲与物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	摘要

（所有権の移転）

第4条 譲与物件の所有権は、本契約を締結したときに乙に移転する。

（登記嘱託請求書等）

第5条 乙は、本契約締結の際あらかじめ登記嘱託請求書及び登録免許税相当額の現金領収証書を甲に提出しなければならない。

（譲与物件の引渡し）

第6条 甲は、前条の規定により譲与物件の所有権が乙に移転したときに引き渡したものとみなす。

（契約不適合の際の責任）

第7条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、譲与物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求又は損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（契約の費用）

第8条 本契約の締結に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（疑義の決定）

第9条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第10条 本契約に関する訴えの管轄は、新潟市役所所在地を管轄区域とする裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

▲年▲月▲日

甲 新潟市
新潟市長 ▲▲

乙 住所
氏名 印

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市公有財産規則の規定に基づく貸付けの申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

(ふりがな)
氏 名

生年月日 (明治 ・ 大正 ・ 昭和 ・ 平成) 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

名簿 (役員等一覧表)

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別、住所を記載してください。
- ② 法人の場合には登記事項証明書に記載されている役員全員及び支店若しくは事務所の代表者を記載してください。団体及び個人事業者の場合には代表者を記載してください。
- ③ 生年月日の記載について、T～大正、S～昭和、H～平成として、元号に丸をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

法人・団体・個人名：

役 職	氏 名	カ ナ	生年月日	性 別	住 所
【記載例】 代表取締役社長	新潟 太郎	ニイガタ タロウ	T S 11 年 11 月 11 日 H	男 ・ 女	新潟市中央区〇〇1 丁目 1 番 1 号
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
			T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

* 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

庁内掲示承諾書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

郵便番号
住所
氏名
電話番号

下記不動産について、行政目的の活用希望を募る目的のため、庁内掲示に供することを承諾します。

記

1 不動産の所在等

所在地	地番	地目 構造	登記面積 (m ²)	所有者
新潟市				

2 活用希望の有無等

3 添付資料

- ・位置図
- ・登記事項証明書の写し

注 共有物件の場合は連名申請とし、共有者全員の署名と持分を記載する。

所有者が死亡若しくは所在不明の場合、推定相続人全員の署名とする（遺産分割協定書を添付する）。

寄附相談確認書

1 概要

受 付 日	年 月 日			
寄附相談者	住 所			
	氏 名			
	電 話 番 号			
寄附物件の 内容	種別	面積等	地目・構造	所在
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	m ²		
寄附しよう とする理由				
寄附後の用 途の指定				

2 確認事項

確認項目	内容	確認欄
(1) 寄附物件の要件の確認	新潟市公有財産事務取扱要領に規定する寄附物件の受理要件に該当するものか。	
(2) 所有者の確認	寄附物件の所有者と窓口に来た申出者は同一人物か。異なる場合は所有者との関係及び所有者からの承諾を得ているか口頭確認する。	
(3) 特定の行政目的での活用希望の確認	「公園用地」として活用を希望するなど、特定の希望について確認する。 特定の希望があった場合は、希望以外でも活用を希望するか口頭確認する。	
(4) 売払処分意思確認	行政活用が見込めない場合、市が売払処分することの可否について口頭確認する。	
(5) 庁内掲示承諾書の提出	庁内に活用見込みを照会するため、掲示板等で希望者を募ることを承諾する承諾書の提出を受ける。	
(6) 参考資料の提出	寄附物件の把握及び庁内掲示照会の参考資料として、登記事項証明書等の所有権を証する書類、位置、面積などを示す書類の提供を受ける。	
(7) 現況写真の添付	現況がわかる写真を添付する。	

以上確認したので回送します。

財産活用課長 様

年 月 日

確認者

部・区

課

係

担当：

内線

普通財産交換申出書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 〒
住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

下記のとおり、新潟市財産条例第7条に基づく交換を願いたいので、関係書類を添えて申し出ます。

記

1 申請者交換財産

土地建物の別	財産の所在地	地番	地目又は構造	数量又は面積	所有者	備考

2 交換希望市有財産

土地建物の別	財産の所在地	地番	地目又は構造	数量又は面積	所有者	備考

3 交換を必要とする理由

4 その他参考事項 (権利関係等)

(添付書類)

- ・位置図
- ・平面図
- ・公図の写し
- ・測量図
- ・登記事項証明書
- ・交換しようとする財産に利害関係人がいる場合は、その同意書

財産活用課長 様

課長
(担当 内線)

用途廃止（済・予定）財産の庁内利用照会について（依頼）

下記のとおり，用途廃止（済・予定）財産を，他の所属で利用する希望があるか庁内利用照会を依頼します。

記

財産の概要	口座名		口座番号		
	所在	新潟市			
	区分	地番	地目又は構造	数量	備考
財産の態様					
その他参考事項					
物件に関する問い合わせ先	部・区役所 課 係 内線				

添付資料

- 1 図面（位置図，平面図，建物図面）
- 2 写真（外景，内観，外観等）
- 3 財産の概要が確認できる資料（登記事項証明書，建築確認許可書等の写しなど）

公有財産貸付料還付申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者 千
 住所
 氏名
 電話番号 ()

下記のとおり公有財産貸付料の還付を受けたいので申請します。

記

使用財産 <input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 建物	所在 新潟市	地番	地目又は構造	面積	備考
貸付の別	<input type="checkbox"/> 普通財産貸付 <input type="checkbox"/> 行政財産貸付				
貸付期間	年 月 日 から 年 月 日				
還付を受けようとする理由					
返還日又は返還予定日	年 月 日				
既納の貸付料	円	納付日	年 月 日		
還付請求概算額	円 【留意事項】 1 概算額は、次の算式により算定します。 $\text{既納額} \times \frac{\text{既納額の算定日数に係る未経過日数}}{\text{許可・契約日数 (既納額の算定日数)}} = \text{還付請求概算額}$ [] × [] / [] = [] 2 還付請求額は概算額となります。実際の還付にあたっては、財産の返還を受け、原状回復等の事務手続きが完了したうえで未経過日数（還付対象日数）を確定することとなります。				
還付方法 (口座受取)	※契約者が受取人となります。 金融機関名 本支店名 口座種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 口座名義人				

- 備考 1 へは、該当する項目にを記してください。
 2 本申請書を提出されても、現に使用若しくは原状回復が履行されていない場合などは、還付の対象とならないことがあります。

様

新潟市長
(担当)

公有財産貸付料還付決定通知書

下記のとおり公有財産貸付料の還付を決定したので通知します。

記

区分	<input type="checkbox"/> 普通財産貸付料 <input type="checkbox"/> 行政財産貸付料					
使用財産	区分	所在	地番	地目又は構造	面積又は数量	備考
貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
財産の返還申出 日及び確認日	申出日	年 月 日	原状回復の状況等			
	確認日	年 月 日				
実使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
未使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
	うち既納貸付料の還付に係る期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
貸付料納付日	年 月 日	納付金額		円		
還付決定額	円					
算定方法	算定式 $\left[\text{既納額} \right] \times \frac{\text{未経過日数}}{\left[\text{貸付日数} \right]} = \left[\text{還付決定額} \right]$ 未経過日数及び貸付日数は、既納貸付料の期間によるものとする。					
還付日	年 月 日 (下記方法による)					
還付方法	口座振替 金融機関名 本市店名 種別 口座番号 口座名義人					
備考						

新 第 号の
年 月 日

公有財産貸付料不還付決定通知書

様

新潟市長
(担当)

年 月 日付で提出のあった公有財産貸付料還付申請書について、下記理由により還付しないことを決定したので通知します。

記

不還付の理由

賃貸借契約，特例適用なし

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

市有財産貸付料の改定について（通知）

あなたと 年 月 日に締結した市有財産賃貸借契約について，貸付料の適用期間の更新（同契約第 条第 項に定める期間の満了）に伴う 年 月 日から 年 月 日までの貸付料及び契約違反した場合の違約金の額が決定したので，同契約第 条第 項及び第 条第 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 貸付け料決定額

年次	適用期間	貸付け料年額
第1年次	年 月 日から 年 月 日まで	円
第2年次	年 月 日から 年 月 日まで	円
第3年次	年 月 日から 年 月 日まで	円

2 納入金額及び納入期限

年次	回数	納入金額	納付期限	備考
1年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		
2年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		
3年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		

3 違約金

第 条第 項 金 円
第 条第 項 金 円

この通知に関するお問い合わせ先
新潟市 部区 課 係 電話

賃貸借契約，特例あり

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

市有財産貸付料の改定について（通知）

あなたと 年 月 日に締結した市有財産賃貸借契約について，貸付料の適用期間の更新（同契約第 条第 項に定める期間の満了）に伴う 年 月 日から 年 月 日までの貸付料及び契約違反した場合の違約金の額が決定したので，同契約第 条第 項及び第 条第 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

1 貸付料の額

年次	適用期間	貸付料の額（特例による調整後の額）	参考（本則額）
第1年次	年 月 日から 年 月 日まで	円	円
第2年次	年 月 日から 年 月 日まで	円	円
第3年次	年 月 日から 年 月 日まで	円	円

注）貸付料の額（特例による調整後の額）は，特例措置が適用されて本来徴収されるべき貸付料の額（本則額）よりも低い額となっています。この特例措置は，本則額に到達するまで毎年次およそ5%ずつ上昇していき，本則額に到達した時点で適用除外となります。

2 納入金額及び納入期限

年次	回数	納入金額	納入期限	備考
1年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		
2年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		
3年次	第1回	円	年4月30日	
	第2回	円	年7月31日	
	第3回	円	年10月31日	
	第4回	円	年1月31日	
	計	円		

3 違約金

第 条第 項 金 円
第 条第 項 金 円

この通知に関するお問い合わせ先
新潟市 部区 課 係 電話

延納決定通知書

様

新潟市長
(担当)

年 月 日付で提出のあった延納申請書について、下記のとおり許可しますので通知します。

記

1 延納物件の概要

物件の所在	新潟市〇〇区〇〇 番
物件の種別	土地
面積等	面積
所有権移転の別	所有権移転登記済（抵当権設定あり）

2 延納額及び利率

延納の額	〇円
うち即納金	〇円
うち分納金	〇円
利率	〇.〇%
支払回数及び方法	〇回

3 分納額明細書

期間	分納期限	延納額の分納額			備考
		分納額	延納利息額	納付額	
第 1 回	年 月 日	円	円	円	
第 2 回	年 月 日	円	円	円	
第 3 回	年 月 日	円	円	円	
～	～	～	～	～	
第 120 回	年 月 日	円	円	円	
計		円	円	円	

4 その他留意事項

- (1) 納付に関する説明を記載すること
- (2) 所有権移転等の権利関係について説明すること
- (3) その他必要事項を説明すること

新 第 号の
年 月 日

延納不決定通知書

様

新潟市長
(担当)

年 月 日付で提出のあった延納申請書について、下記 1 の理由により延納を認めませんので、下記 2 のとおり代金を納付してください。

記

- 1 不決定の理由
- 2 代金の納付について

延納決定取消通知書

様

新潟市長
(担当)

年 月 日付延納を決定したものについて、下記事由により延納の特約を取消しますので通知します。

記

- 1 取消事由
- 2 「残金の納付について」又は「元本の返還と財産の返還について」
- 3 その他

特許等実施許諾申請書

年 月 日

(届出先) 新潟市長 様

申請者 住所

氏名

(担当者氏名)

電話

下記のとおり、特許等の実施の許諾を得たいので申請します。

記

1 特許 (出願) 番号

2 発明の内容

3 実施の目的及び用途

4 実施期間 年 月 日～ 年 月 日

5 実施料 新潟市の算定のとおりとする

6 添付資料

(1) 利用計画書

(2) 法人登記簿謄本

(3) 会社概要

(4) その他

実施計画書

- 1 生産品目及び用途
- 2 実施場所
- 3 実施の態様
 - (1) 製造要領
 - (2) 製造工程
- 4 製造及び販売計画
 - (1) 生産設備
 - ア 現有のもの
 - イ 新設するもの
 - (2) 生産及び販売見込み数量
 - (3) 見積原価計算
 - ア 材料費
 - イ 労務費
 - ウ 工場間接経費
 - エ 一般管理費
 - オ その他
 - 計
 - (4) 販売計画
 - (5) 販売方法

実施状況報告書

年 月 日

(届出先) 新潟市長 様

申請者 住所

氏名

(担当者氏名)

電話

特許番号 (出願番号)

発明名称

上記の発明の実施状況について、次のとおり報告します。

記

	製品別	販売 単価	前期末 在庫 数量	当期 生産 数量	当期 販売 数量	当期末 在庫 数量	当期 売上 数量	予定 実施料
年 期		円					円	円

(販売先)

年 月 日

新 潟 市 長 様

発明者

所属

職・氏名

印

発明等届

このたび下記の発明をしたので、新潟市公有財産事務取扱要領（第8章第6節無体財産権第7(2)）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 発明の名称
- 2 職務発明か否か及び権利の帰属に関する意見並びにその理由
 - (1) 職務発明か否か
 - (2) 権利の帰属に関する意見
- 3 関係書類
 - (1) 明細書
 - (2) 図面
 - (3) 発明をするに至った経過に関する書面

注 2 人以上の者が共同して発明したときは、発明者全員の所属及び職氏名を連記(職員以外の者が共同発明者である場合には、その住所及び氏名又は法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載)し、それぞれの持分の割合及びその根拠を記載した書類を添付すること。

年 月 日

新 潟 市 長 様

所属部・区長 印

所属部区長意見書

下記の発明について、新潟市公有財産事務取扱要領（第8章第6節無体財産権第7(2)）の規定により提出します。

記

1 発明者 所属 職・氏名

発明の名称

2 職務発明の認定に関する意見

(1) 発明の区分

職務発明・職務発明でない発明

(2) 発明の区分に関する根拠

3 発明の評価

4 その他

(1) 権利承継の必要性 あり ・ なし

(2) 持分の割合に関する意見(共同発明の場合にのみ記入)

注 発明の評価は、本市の行政施策への活用の可能性、企業の実施等の見通し、権利承継に関する意見、持分の割合に関する意見等を総合評価して記入すること。

年 月 日

新 潟 市 長 様

発明者
所属
職・氏名 印

特許等出願届

下記の発明については、新潟市公有財産事務取扱要領（第8章第6節無体財産権第7(6)）の規定により、発明者の名義で出願をいたしましたので、出願書類(写し)を添えて届け出ます。

なお、この発明については、 年 月 日付けで発明等届を提出済です。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日 年 月 日
- 3 出願番号
- 4 添付書類 出願書類(写し)

年 月 日

新潟市長様

発明者
所属
職・氏名 印

譲渡書

新潟市公有財産事務取扱要領（第8章第6節無体財産権第7(4)）の規定により、
下記の発明に係る特許を受ける権利・特許権を新潟市に譲渡します。

記

発明の名称

注 1 2人以上の者が共同して発明したときは、発明者全員の所属及び職氏名
を連記し、それぞれの持分の割合を記載すること。

注 2 職員以外の者と共同して発明したときは、その者の同意書を添付するこ
と。

年 月 日

新潟市長様

発明者
所属
職・氏名 印

異議申立書

年 月 日付け 第 号による

職務発明に係る認定

特許を受ける権利・特許権の承継に係る決定

実施補償金の額の決定

について異議がありますので、新潟市公有財産事務取扱要領（第8章第6節無体財産権第7(8)）の規定により異議の申立てをします。

記

- 1 発明の名称
- 2 通知を受けた年月日
- 3 理由

同意書

発明の名称

発明者の氏名・持分

_____ %

_____ %

_____ %

_____ %

_____ %

上記の発明に係る特許を受ける権利について、〇〇 〇〇がその持分を新潟市に譲渡することに同意いたします。

年 月 日

住所
氏名

Ⓔ

共同出願契約書

新潟市(以下「甲」という。)と(法人の場合は会社名とする。)(以下「乙」という。)とは、甲に属する職員及び乙(法人の場合は「乙に属する職員」とする)が共同して発明を行った「(発明の名称)」の共同出願に関し、次のとおり契約する。

(特許権等の共有及び持分)

第1条 甲及び乙は、次の発明(以下「本件発明」という。)に係る特許を受ける権利(特許の設定登録後にあつては、特許権)を共有するものとする。

[発明の名称]

[発明の内容] (特許請求の範囲を中心として、発明の概要を記載する。)

[持分] 甲 %、乙 %

(特許料等)

第2条 乙は、本件発明に係る出願及び審査並びに特許の登録に関し、出願費、特許登録料など一切の費用を負担しなければならない。

<*この場合、費用負担の経費を第1条の持分に反映させる。一方的な費用負担がそぐわない場合は、条文を「甲及び乙は、本件発明に係る出願及び審査並びに特許の登録に関し、出願費用、特許登録料など必要なすべての費用を、第1条の持分に応じて分担するものとする。」に差し替えて契約を行うこととする。>

(共有者の実施)

第3条 乙は、本件発明を実施しようとするときは、甲と本契約とは別に実施契約を締結することとし、実施契約で定める実施料を、甲に支払わなければならない。

(第三者に対する実施の許諾)

第4条 甲又は乙は、甲及び乙以外の者(以下「第三者」という。)に対し、本件発明の実施を許諾するときは、あらかじめ他の共有者の同意を得るものとする。

2 甲は、第三者が本件発明を実施できないことに公共の利益を著しく損なうと認められるとき、又は乙が正当な理由なく本件発明の実施をしないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、単独で第三者に対し実施の許諾をすることができる。

3 本件発明について第三者から徴収する実施料は、第1条に定める持分に応じて、甲及び乙に帰属するものとする。

(協議)

第5条 この契約で定めるもののほか、本件発明の取扱いその他必要な事項については、甲、乙協議の上、定めることとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 住所
氏名

乙 住所
氏名 (法人の場合は、会社名と代表者名)

実施許諾台帳

会計名

主管課名	貸付区分 <input type="checkbox"/> 通常・ <input type="checkbox"/> 減額・ <input type="checkbox"/> 無償		契約番号 新 契第 号	口座番号
使用人	住所		連 帯	住所
	氏名	連絡先 ()	保 証 人	氏名
財産の 表 示	区 分	数 量	使 用 料 年 額	許 諾 適 用 期 間
			円	・ ・ から ・ ・ まで
				・ ・ から ・ ・ まで
				・ ・ から ・ ・ まで
				・ ・ から ・ ・ まで
用 途	契約年月日 ・ ・		許諾期間	・ ・ から ・ ・ まで
沿 革		付 属 図 書		備 考
・ ・			1 契 約 書 2 実 施 計 画 書 3 そ の 他	
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

注 該当する項目の□にレ印を記入すること。

債務の履行状況請求書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

〒
住所 _____

請求人 氏名 _____
(連帯保証人)
連絡先電話番号 _____

民法第 4 5 8 条の 2 に基づき, 次のとおり履行の状況に関する情報の提供を請求します。

【借受人】

住所 _____

氏名 _____

【対象物件】

貸付物件 _____

貸付物件の所在 新潟市 _____

注 1 各欄に必要な事項を記入してください。

注 2 請求の際は, 請求者自身であることを証明するため必要な書類 (運転免許証、旅券の写し等) を提出し, 又は提示してください。

事務担当使用欄

本人等確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	---

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

債務の履行状況提供書

年 月 日付請求について、下記のとおり情報提供いたします。

【借受人】

住所 _____

氏名 _____

【対象物件】

貸付物件 _____

貸付物件の所在 新潟市 _____

【債務の履行状況】

(年 月 日現在)

	残額	不履行の有無 (弁済を怠っている かどうか)	残額のうち弁済期が 到来しているものの額
主たる債務の元本			
利息			
違約金			
損害賠償			
その他その債務に従た る全てのもの			

*** 問い合わせ先 ***
新潟市 部区 課 係
電話

業務実施要領（案）

1 自動販売機及び販売商品

- (1) 自動販売機の設置に伴い乙に保健所への届出義務がある場合は、設置までに届出を完了すること。
- (2) 販売商品の容器は缶・プラスチック容器（ペットボトルを含む）・紙パック・紙コップに限るものとし、ガラスびんは禁止する。ただし、ガラスびんは甲が認めた場合のみ販売可とする。
- (3) 甲又は乙が自動販売機の機種（型式）並びに販売商品の種類を変更しようとするときは、甲乙事前協議すること。
- (4) 乙が販売価格帯を新設又は変更しようとするときは甲乙事前協議すること。

2 自動販売機の搬入及び撤去

- (1) 搬入に際しては、甲の指示に従うこと。
- (2) 契約期間満了の日までに撤去すること。

3 売上金額等の確認について

乙は各月の売上金額等を甲の立会いのうえ、自動販売機のカウンターにより毎月 日以降月末までに確認すること。

4 貸付料の納入

- (1) 毎月、甲の発行する納入通知書により甲に支払うこと。
- (2) 契約に定めた納入期限までに、納入を完了すること。
- (3) 貸付料の納入が遅延したときは、その間営業停止の措置をとる。

5 乙の商品管理

- (1) 商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- (2) 平日・休日にかかわらず適宜商品を補充し、売切れが生じないようにすること。
- (3) 商品等の搬出入時は制服又は名札を着用し、通常は施設所定の出入口から行うこと。

6 その他

- (1) 甲又は乙が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- (2) 乙は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- (3) 自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- (4) 容器等のゴミの撤去については、商品補充時に確実に行うこと。
- (5) 施設内では甲の指示に従うこと。

【注意】

ここで提示した要領は、あくまでも標準的な案であるので、設置する場所の事情を考慮の上、要領を決定すること。

自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書（案）

1. 入札（公募）物件

(1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借

・対象となる貸付場所は、次のとおり。

○ 新潟市〇〇センター1階 エレベータ前

○ 新潟市〇〇センター1階 正面玄関脇

(2) 貸付場所，貸付面積，台数及び最低貸付料（月額）

物件番号	貸付場所	貸付面積	台数	最低貸付料（月額）
1	新潟市中央区〇〇〇丁目〇番〇号 新潟市〇〇センター1階 エレベータ前	〇. 〇〇 m ²	1	〇〇, 〇〇〇円
2	新潟市中央区〇〇〇丁目〇番〇号 新潟市〇〇センター1階 正面玄関脇	〇. 〇〇 m ²	2	〇〇, 〇〇〇円

※1 「貸付面積」には、本体設置面積のほか、回収ボックス設置面積を含む。なお、高さは参考表示である。回収ボックスは、各庁舎管理者と協議のうえ設置すること。

※2 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合も考えられるため、必ず入札（応募）前に設置場所の確認をしておくこと。

2. 貸付期間

〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで（5年間・更新なし）

3. 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ，デザイン及び電力等

① それぞれの自動販売機の大きさは、「貸付面積」以内とする。

② デザイン及び色は、周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

・以下の条件のうち、最低でも3項目以上を満たしていること

○ 屈まず楽な姿勢で商品を取り出せる構造となっていること

○ 硬貨投入口が受け皿型（一括投入方式）となっていること

○ 硬貨返却レバーは、小さな力で容易に操作できるものであること

○ 硬貨返却口は、片手で硬貨を取り出せる構造であること

○ 紙幣挿入口は、片手で操作できる構造であること

○ 通常の商品選択ボタンに加え、低い位置（車椅子対応）にもボタンがあること

○ 商品や小物を置くことができるテーブルを備えていること

③ 消費電力は〇〇〇W以下、電流は〇〇アンペア以下に限る。

④ 設置する機械は、募集開始の日から概ね1年以内に製造された未使用機械とする。

(2) 災害対応

① 大規模災害発生時において、新潟市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料

を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。

② 災害対応型であることを表示していること。

(3) 環境対策

① ノンフロン二酸化炭素，炭化水素，または代替フロン（ハイドロクロロフルオロカーボン，ハイドロフルオロカーボン）を冷媒として採用した機種とする。

② 「照明の自動点滅・減光」，いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等，消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(4) 安全対策等

① 転倒防止「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生「食品，添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し，販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また，商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 硬貨選別装置及び紙幣識別装置により，偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また，屋内装置であっても，「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し，犯罪防止に努めるものとする。

(5) 使用済み容器の回収

① 自動販売機に併設して，販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。

② 回収ボックスの規格

・プラスチック製または金属製とする。

・容器回収頻度と回収量を考慮し，回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり，周囲に散乱したりしないよう，十分な収容容積のものとする。

③ 使用済み容器については，容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など関係法令に基づいて適切に処理する。

(6) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置事業者において，商品の補充及び消費期限の確認，売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置事業者において，専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか，故障時には即時対応する。

③ 自動販売機の故障や問い合わせ，苦情については，設置事業者の責任において対応すること。また，自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

4. 販売商品の種類等

(1) 酒類を除く清涼飲料とする。また，缶・ペットボトル・瓶による販売に限る。

(2) 標準販売価格以下の販売とする。

(3) 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう，水，お茶，コーヒー，紅茶，炭酸飲料，スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。

5. 貸付料

- (1) 貸付料は新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市の指定する期日までに支払うものとする。なお、貸付期間が1月に満たない端数がある場合は、日割りをもって計算する。
- (2) 標準貸付料は、自動販売機に係る毎月の売上の総合計額を100で除した値に「貸付料入札（提案）書」に記載された貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）とする。

なお、標準貸付料が最低貸付料を上回る場合は標準貸付料を、標準貸付料が最低貸付料を下回る場合は最低貸付料を、新潟市に支払うものとする。

6. 売上手数料

徴収しない。

7. 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機の設置（電気、配線等）維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。
工事を必要とする場合には、新潟市の指示に従うものとする。

(2) 電気料金

- ① 「新潟市公有財産事務取扱要領」の規定により算定した額を設置事業者が負担する。
- ② 新潟市が発行する納入通知書により、毎月新潟市が指定する期日までに納入すること。

(3) 電気使用量を計測するための専用子メーターを設置する場合の費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては新潟市の指示に従うものとする。

8. 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して新潟市の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

新潟市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 新潟市の責に帰することが明らかな場合を除き、新潟市はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損または毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

1 1. その他

事業の執行, 施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少等については, 新潟市はその責を負わない。

1 2. 参考データ

(1) 新潟市〇〇センターには約〇〇人の職員が在籍しています。

(2) 施設利用状況 (〇〇年度実績)

- ・施設利用者 〇〇〇, 〇〇〇人/年
- ・年間開庁日 〇〇〇日/年
- ・開庁時間 〇時から〇時まで
- ・閉庁日 土曜・日曜・祝日, 1月1日から1月3日まで

【注意】

ここで提示した仕様書は, あくまでも標準的な案であるので, 設置する場所の事情を考慮の上, 仕様を決定すること。

【施設名】飲料自動販売機設置業者募集要領（案）

1. 目的

この要領は、【施設名】内において、主に施設利用者が利用する飲料自動販売機（以下、「自動販売機」といいます。）の設置予定業者を公募型プロポーザルコンペにより選定するため、必要な手続きを定めるものです。自動販売機設置業者（以下、「設置業者」といいます。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申込みください。

2. 貸付物件

別添・仕様書のとおり

3. 設置方法

自動販売機は、地方自治法第238条の4第2項第4号、新潟市公有財産規則等に基づき、賃貸借契約（以下、「貸付」といいます。）により設置するものです。

4. 貸付（設置）場所

新潟市〇〇区【施設所在地】

【施設名】 〇階〇〇〇（別添・自動販売機位置図参照）

5. 貸付期間

貸付期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日（5年間・更新なし）までとします。

6. 応募資格要件

（1）次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。

- ① 市内に本支店、営業所等営業拠点を有する法人又は市内在住の個人
- ② 〇〇年〇〇月〇〇日以降応募の日までの間に、新潟市内において自動販売機の設置実績を有し、かつ健全な経営を行っている者

③ 設置業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者

(2) 次に該当する方は、応募することができません。

① 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

② 市税の滞納がある者

③ 自己又は自社の役員等が暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人

7. 設置予定業者の決定方法

(1) 選定方法等

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を選定対象者とします。選定方法は、提案された貸付料や管理体制等を審査のうえ、最も高い評価を得た者を設置予定業者として選定します。評価の合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより設置予定業者を決定します。なお、提案内容は、〇〇〇に設置する選定委員会により審査を行います。

設置予定業者は、公有財産貸付申請を行い、本市と賃貸借契約を締結し、正式に設置業者となります。

(2) 評価項目

項 目	内 容
社会貢献度（過去3年間の実績）	<ul style="list-style-type: none">・市の事業に対するボランティア活動・設置施設への事業協力・市との協定に基づく協力体制・災害時対応の内容や方法 等
自動販売機の付加機能	<ul style="list-style-type: none">・省エネルギー性能・防災対策機能・自動体外式除細動器（AED）搭載 等
自動販売機のデザイン等	<ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザイン（車椅子対応等）・外観色・電子マネー対応・タッチパネル式 等
管理体制	<ul style="list-style-type: none">・故障時や苦情への対応方法・空き容器の回収（頻度やリサイクル方法）・保守点検計画・スタッフの技術資格 等
販売商品の内容	<ul style="list-style-type: none">・販売商品の価格や銘柄（販売シェア）・販売商品の品質管理（仕入れ、保管、流通経路等）

	<ul style="list-style-type: none"> ・商品補充の頻度 ・入れ替え（年間の予定回数や方法） 等
自動販売機の設置実績（過去3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・同等の公共施設における自動販売機の設置実績（施設名称，設置期間，販売実績） 等
地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に支店や営業所があること 等
提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案賃貸借料

（3）設置予定業者の公表及び選定通知

設置予定業者の決定は，〇〇年〇〇月〇〇日の予定です。選定結果は，決定された設置予定業者のみ直接通知します。選定されなかった方には通知しませんので，「新潟市ホームページ」をご覧ください。「新潟市ホームページ」には，設置予定業者の法人・個人の別と，決定した貸付料を掲載します。なお，選定に関する評価内容は，公表しません。

8. 応募手続き

（1）応募受付期間

〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）から〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時まで

（2）応募受付場所

新潟市〇〇区〇〇〇

〇〇部〇〇課〇〇係

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

（3）応募方法

応募希望の方は，応募申込書その他必要書類に所定の事項を記入し，応募受付場所に直接持参してください。郵送，ファクシミリ，電子メールによる受付は行いません。

（4）提出書類

以下の①から⑩までを封筒に入れ，封筒に「〇〇〇用飲料自動販売機応募書類在中」と必ず記載し，個人の場合は住所と氏名，法人の場合は所在地と名称及び代表者名を記載してください。

① 応募申告書（様式1）

② 事業者（会社）概要

会社名，所在地，経歴，従業員数等が判るものであれば，形式を問いません。

③ 自動販売機設置実績報告書（様式2）

④ ア 個人の場合 住民票

イ 法人の場合 登記事項証明書（現在事項証明書又は履歴事項証明書）又は商業

登記簿謄本

⑤ 市税の納税証明書等

ア 本市に納税義務がある場合 納税証明書（「新潟市入札用」、発行後1か月以内のもの）

イ 本市に納税義務がない場合 申立書兼同意書（様式3）

⑥ 誓約書（様式4）

⑦ 自動販売機設置に係る提案書（様式5）

⑧ 取扱商品一覧表（様式6）

⑨ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、電力消費量、その他機能が確認できるもの）

⑩ 貸付料提案書（様式7）

※貸付料提案書は、封筒に入れた後、封筒の継目部分（3か所）に割印し、提出してください。

（5）応募にあたっての留意事項

① 貸付料は、貸付単価（売上額100円に対する貸付料）を記入してください。

② 貸付料提案書は、文字や金額が不明瞭で判読できない場合、金額を訂正したもの、記名・押印のないものについては無効とします。

③ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切お答えできませんのでご了承ください。

④ 応募書類の返却は行いません。

（6）個人情報

提出書類に記載された個人情報は、自動販売機設置予定業者の決定及び貸付事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、応募資格の確認のため、警察当局に情報提供する場合があります。

9. 貸付申請の手続き

設置予定業者に決定した方は、〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）までに、公有財産貸付申請書に自動販売機・回収ボックスの外寸図及び転倒防止対策（任意様式）を添付し、提出してください。本市と市有財産賃貸借契約を締結していただきます。

10. 設置予定業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定業者としての決定を取り消します。

（1）指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき

（2）応募の書類に虚偽の記載があったとき

（3）設置予定業者が応募者の資格を失ったとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと本市が判断したとき

1 1. 設置業者が設置を辞退した場合

設置業者が自動販売機の設置を辞退し、新たな設置業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該設置業者の次に高い評価を得た者を設置予定業者とし、新たな設置業者を決めることができます。また、貸付料は、次に高い評価を得た者が公募手続きで提示した額とします。

【注意】

ここで提示した要領は、総合評価方式による業者選定の標準的な案であるため、設置する場所の事情を考慮の上、仕様を決定すること。

公募型総合評価方式による評価項目（事例）

以下の評価項目を参考に、募集要項の要件を満たす応募者について内容点及び価格点の合計点数の最も高い者を自動販売機の設置予定業者とする。なお、合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きにより設置予定業者を決定する。また、自動販売機の設置予定業者を決定するにあたっては、選定委員会を設置し公正に審査する。

		評価項目	評価視点	配点
内容点	1	社会貢献度(過去3年間の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・市の事業に対するボランティア活動 ・設置施設への事業協力 ・市との協定に基づく協力体制 ・災害時対応の内容や方法 等 	
	2	自動販売機の付加機能	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー性能 ・防災対策機能 ・自動体外式除細動器（AED）搭載 等 	
	3	自動販売機のデザイン等	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン（車椅子対応等） ・外観色 ・電子マネー対応 ・タッチパネル式 等 	
	4	管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・故障時や苦情への対応方法 ・空き容器の回収（頻度やリサイクル方法） ・保守点検計画 ・スタッフの技術資格 等 	
	5	販売商品の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・販売商品の価格や銘柄（販売シェア） ・販売商品の品質管理（仕入れ、保管、流通経路等） ・商品補充の頻度 ・入れ替え（年間の予定回数や方法） 等 	
	6	自動販売機の設置実績(過去3年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・同等の公共施設における自動販売機の設置実績（施設名称、設置期間、販売実績） 等 	
	7	地域要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に支店や営業所があること 等 	
価格点	8	提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・提案賃貸借料 	
合計点数（内容点+価格点）				

【注意】

上記の評価項目等は、標準的な事例として掲示したものであるため、業者選定の際は自動販売機を設置する施設の事情を考慮の上、必要に応じて評価項目や配点等を決定すること。

自販機様式 1

受付番号	
------	--

年 月 日

応募申込書

(宛先) 新潟市長

募集要領の各条項を承知のうえ、【施設名】自動販売機設置業者応募について、次のとおり参加したいので、資料を添えて申し込めます。

なお、選定された時は新潟市ホームページに設置予定業者の法人・個人の区分と決定金額を掲載することに同意します。

1 申込者

所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名

所属部署
担当者名
連絡先

2 添付書類

- ①事業者 (会社) 概要
- ②自動販売機設置実績報告書
- ③住民票又は登記事項証明書 (商業登記簿謄本)
- ④市税の納税証明書又は申立書兼同意書
- ⑤誓約書
- ⑥自動販売機設置に係る提案書
- ⑦取扱商品一覧表
- ⑧設置する自動販売機のカatalog (寸法, 消費電力, その他機能が確認できるもの)
- ⑨貸付料提案書 (封筒に入れ, 継ぎ目部分 3 か所に割印したもの)

※誤った場合は新しい用紙に記入してください。

(宛先) 新潟市長

申込者
所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名

下記のとおり、年 月 日以降応募の日までの間、新潟市内における自動販売機の設定実績を報告します。
この報告が虚偽の場合、応募資格を喪失することについて異議ありません。

記

設置時期	設置機関名 会社名※1	施設名 部署名※2	所在地	設置台数
年 月 日から 年 月 日				
年 月 日から 年 月 日				
年 月 日から 年 月 日				

※1 設置機関名には、国の機関、地方公共団体名を、会社の場合は会社名を記載してください。

※2 国、地方公共団体は施設名を、会社の場合は、部署名を記載してください。

申立書兼同意書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申立人
所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名

私は、自動販売機設置の応募に当たり、下記のとおり申し立てます。また、下記申し立てについて、新潟市が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実に相違する場合には、応募資格を喪失することについて異議ありません。

記

- 1 法人市民税又は個人市民税（普通徴収）について、新潟市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 新潟市内に固定資産を有していません。
- 3 新潟市内に居住する従業員又は新潟市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 4 軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、新潟市に納付すべき確定した税金はありません。

※本市に納税義務者がいない応募者は、納税証明書（市税に関し未納のないことの証明）が発行されないため、この申立書兼同意書を提出してください。

※以下は新潟市の処理欄ですので申立人は記入不要です。

〇〇課確認欄
年 月 日

誓約書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申込者
所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名

私は、貴市が実施する自動販売機設置業者募集の応募に当たり、次の事項を誓約します。
また、関係官庁への調査に同意し、その結果、次の事項が事実と異なることが判明した場合は、貴市により設置予定業者の決定の取消し、又は、契約の解除が行われても異議ありません。

- 1 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 自己又は自社の役員等が、暴力団員である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる法人ではありません。

自動販売機設置に係る提案書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申込者
所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名

記

提案内容

<p>○社会貢献度 (過去 3 年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事業に対するボランティア活動 ・設置施設への事業協力 ・市との協定に基づく協力体制 ・災害時対応の内容や方法 等 	
<p>○自動販売機の付加機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン (車椅子対応等) ・外観色 ・電子マネー対応 ・タッチパネル式 等 	
<p>○管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障時や苦情への対応方法 ・空き容器の回収 (頻度やリサイクル方法) ・保守点検計画 ・スタッフの技術資格 等 	
<p>○販売商品の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売商品の価格や銘柄 (販売シェア) ・販売商品の品質管理 (仕入れ, 保管, 流通経路等) ・商品補充の頻度 ・入れ替え (年間の予定回数や方法) 等 	
<p>○自動販売機の設置実績 (過去 3 年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同等の公共施設における自動販売機の設置実績 	

(施設名称, 設置期間, 販売実績) 等	
○地域要件 ・市内に支店や営業所があること 等	

※記載欄に記載しきれない項目は、「別紙○○に記載」と記入し、適宜別紙を添付して提出してください。

※管理体制以外の各項目の内容が設置する自動販売機の機種や機能により異なる場合は、それぞれ記載してください。

年 月 日

(宛先) 新潟市長

応募者
 所在地 (住所)
 法人名 (個人名)
 代表者名

私が【施設名】内で販売する商品は、下記のとおりです。自動販売機設置時には責任をもって標準販売価格（定価）で提供いたします。

記

飲料取扱商品及び標準販売価格

商 品 銘 柄 数	メーカー名	商品名	内容量 (m l)	標準販売価格 (定価) (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

貸付料提案書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

応募者
所在地 (住所)
法人名 (個人名)
代表者名 印

【施設名】 飲料自動販売機設置業者募集について、下記のとおり貸付料を提案します。

記

提案貸付料

提案貸付料				
百	十	円	小数点以下 1 桁	小数点以下 2 桁

- 1 提案貸付料は、売上額 100 円に対する貸付料 (貸付単価) の金額を記載してください (小数点以下 2 桁まで)。金額の前には、¥を記載してください。
- 2 アラビア数字 (1, 2, 3...) で明確に記入してください。文字や金額が不明瞭で判読できないもの、金額を訂正したもの、記名押印のない場合は、提案を無効とします。書き誤った場合は、新しい用紙に記入してください。
- 3 この貸付料提案書は、裏面のとおり封筒に入れ、継目部分に割印を押してください。
- 4 この貸付料提案書及び封筒の裏面継目部分に割印する印は、業務委託入札参加資格審査申請書に添付した「使用印鑑届」に押印した印をご使用ください。

貸付料提案書を入れる封筒の記載例

(表)

貸付料提案書在中	
新潟市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号	
株式会社〇〇〇	
代表取締役 〇〇 〇〇	
	□ □ □ □ □ □

(裏)

	印	
印		印

- 表には貸付料提案書在中という文言と、応募者の所在地，法人名等を必ず記載してください。
- 封筒は、自社の封筒でも市販の封筒でも構いません。
- 法人名（個人名）の欄には押印の必要はありません。
- 封筒は長形3号（120mm×235mm）を用意し、貸付料提案書を入れた後、のりで封をしてください。封入後、継目部分に3ヵ所押印してください。

(大字有様式1-1)

年 月 日

新潟市(大字)〇〇管理者
新潟市長 〇〇 〇〇 様

新潟市(大字)〇〇
代表 △△ △△

新潟市〇〇有の財産の(管理処分の様態)にかかる事務手続申請書

下記新潟市(大字)〇〇有財産について(相手方)と(管理処分の様態)したいので、
総会の議決に基づき事務手続をお願いたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 財産の表示

所 在
地 目
地 積

2. 添付書類

- ①総会議決書
- ②不動産登記事項証明書(登記簿謄本(閉鎖も含む))及び旧土地台帳
- ③関係図面(案内図, 更正図, 測量図)
- ④利害関係人の同意及び関係官庁の許可書等
 - ・申請者と大字等の地域が異なる場合は, 申請者以外の団体の総会議決書
または団体の同意書(大字有様式1-2)
 - ・地目が墓地の場合は保健所の墓地等廃止許可書 など
- ⑤その他
(当該財産と地縁団体の歴史的経緯及び管理状況等および入会権, 旧慣使用
権の有無など)

総会に於ける議事の内容(議事録の記載事項)

- 1 総会の開催日
- 2 総会の開催場所
- 3 構成住民の数及び総会出席者数
- 4 議案
 - (1) 処分すべき財産の表示
 - (2) 処分すべき相手方の住所氏名
 - (3) 処分の様態
 - (4) 契約の内容
 - (5) 付帯事項
- 5 署名

同意書

申請者	住所			
	名称			
	代表者			
対象地	所在地	地目	面積(m ²)	

上記申請者が対象地を取得することについて、当自治会・町内会として
異議ありません。

年 月 日

住所：

名称：

代表者：

承継を証する情報

下記に表示する不動産は、昭和22年政令第15号第2条第1項及び第2項の規定により、この政令施行後2ヶ月以内に処分されなかったため、昭和22年7月3日、新潟市に帰属した。

不動産の表示

所在	新潟市		
地番	地目	地積 (㎡)	摘要

年 月 日 新潟地方法務局 (支局) 御中

上記のとおり相違ありません。

新 潟 市
新潟市長 ○○ ○○

登記原因証明情報

1 当事者及び不動産

(1) 当事者 権利者(甲) 新潟市

義務者(乙) 新潟市

(2) 不動産の表示

所在	新潟市		
地番	地目	地積(m ²)	摘要

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 乙は、甲に対し、 年 月 日、本件不動産を売った(贈与した)。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日 新潟地方法務局 (支局) 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

(買主) 新潟市
(被贈与者)

印

(売主) 新潟市
(贈与者)

新潟市長 ○○ ○○ 印

土地売買契約書

売出人新潟市(大字)〇〇管理者 新潟市長 (以下「甲」という。)と買受人
(以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(売買物件)

第1条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
新潟市			内訳は別紙のとおり

(売買代金)

第2条 売買代金は、金 円(内訳は別紙のとおり)とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第12条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第4条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

(代金の支払い)

第4条 乙は、売買代金を、この契約締結と同時に甲に支払わなければならない。

(登記嘱託請求書等)

第5条 乙は、この契約の締結に際しあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有者が乙に移転したときに引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第10条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第11条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期

日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第15条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第16条 本契約に関する訴えの管轄は、〇〇所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

(特約又は特例等の措置)

第17条 この契約についての特約又は特例その他必要な事項については、別紙により定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 新潟市 (大字) 〇〇管理者
新潟市長

乙

委任状

不動産の表示

不動産番号			
所在	新潟市		
地番	地目	地積 (㎡)	評価額 (円)

（住所）
上記不動産の売買契約に伴い
（氏名）

を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 同不動産売買における代金の請求，受領に関する一切の件
- 2 委任金額

年 月 日

新潟市（大字）〇〇管理者
新潟市長 〇〇 〇〇

(大字有様式 7 - 3)

年 月 日

新潟市 (大字) ○○ 管理者
新潟市長 ○○ ○○ 様

新潟市○○ (自治会等)
代表

委任状の交付について (お願い)

年 月 日付をもって、○○ ○○へ売却のため、その事務手続きを申請した下記表示の土地の売渡し代金の受領について、委任状を交付して下さるようお願いいたします。

土地の表示

所 在	新潟市		
地 番	地 目	地 積 (㎡)	摘 要

(大字有様式7-4)

年 月 日

新潟市(大字)〇〇管理者
新潟市長 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名

所有権移転登記嘱託請求書

年 月 日付をもって売買契約しました下記財産の所有権移転登記の嘱託をお願いしたく、登録免許税法第23条第 項の規定による(収入印紙あるいは現金領収証書)を添えて請求いたします。

記

- 1 財産の所在, 区分, 種目, 構造及び数量
- 2 売買代金
- 3 登録免許税額
- 4 売買代金納入年月日

(大字有様式8)

(地目変更)

(上部余白は10センチ程度空けること)

登記嘱託書

登記の目的 地目変更

年 月 日嘱託 新潟地方法務局 (支局) 御中

嘱託者 新潟市長 ○○ ○○
連絡先の電話番号 新潟市××区役所総務課 担当
×××-×××-×××× (内線△△△△)

不動産番号				
土地の表示	所在	新潟市		
	①地番	②地目	③地積 m ²	登記原因及びその日付
		○○○		
		△△△		②年月日不詳 地目変更

情報提供確認書

私（公有財産貸付申請者（以下、「申請者」という。））は、連帯保証人に対して、下記対象物件を事業のため借り受けるにあたり、民法第 465 条の 10 の規定により情報提供します。

記

【対象物件】

名 称

所在地

情報提供内容	確認欄	
	申請者	連帯保証人
①財産及び収支の状況について		
財産(預貯金, 不動産等)の状況について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
収支の状況について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況について		
主たる債務(本借受)以外に負担している債務の額及びその履行状況について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容		
不動産等を担保として他に提供し、又は提供しようとするものの担保の内容について	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注) 申請者から連帯保証人に情報提供し、それぞれが確認欄に全て✓を記載してください。

私（申請者）は、連帯保証人に対し上記について誤認なきよう情報提供しました。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

連帯保証人として、上記について情報提供を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

連帯保証人 住 所

氏 名